

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		日常生活支援住居施設の認定の取消し又は効力の停止
根拠条例・規則等名		日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号）
条 項		第6条第1項
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 生活福祉課（電話：048-829-1844）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	日常生活支援住居施設の認定を受けた施設が省令第1条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなると認めるときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
	設定等年月日	令和2年3月27日設定 年 月 日最終改正
備 考		